附属書 3

注意書きおよび注意絵表示

附属書　3

注意書きおよび注意絵表示

A3.1　序文

A3.1.1　この附属書は、各 GHS 危険有害性クラスと区分のために適切な記述の選定に関する支援を含む、GHS と一致する注意書きの使用に関する手引きを提供する。注意書きは、GHS に調和した危険有害性伝達要素（絵表示、注意喚起語および危険有害性情報）を伴った、GHS に一致したラベル上に表記するべきである。使用の指示のような追加の補助情報は、製造業者／販売業者、または所管官庁の指示にて与えられることもできる。(第 1.2 章および第 1.4 章の 1.4.6.3 節を参照)

A3.1.2　**注意書き**は、危険有害性の製品への暴露、危険有害性製品の不適切な貯蔵と取扱いから生じる悪影響を最小化または防止するために採るべき推奨される手段を、記述する警句（または絵表示）である。（1.4.10.5.2.(c)）

A3.1.3　既存の注意書きは、この附属書の開発のための基礎として最大限使用されてきた。これらの既存のシステムには、IPCS 国際化学物質安全性カード (ICSC)コンパイラーズガイド、米国規格 (ANSI Z129.1)、欧州分類と表示指令、緊急対応ガイドブック(ERG 2004)および米国環境保護庁表示検査マニュアルがある。

A3.1.4　附属書は以下を含む 4 種類の注意書きを含む：予期しない流出または暴露の際の**予防策**と**対応**、**保管**および**廃棄**。注意書き集の開発はできうる限り各 GHS 危険有害性情報および危険有害性の種別に関連づけてきた。

A3.1.5　この附属書の目標は添付の表に示されたように、注意書きのより一貫した使用を促進するものである。これらの記述を GHS の危険有害性情報に関連づけることにより、適切な注意行動についての理解も可能となる。附属書中の表を使用することにより、主要な概念と手法が訓練と教育活動において重視されることとなる。

A3.1.6　附属書中の警句を指定するための手引きは、関連する GHS 危険有害性分類基準および危険有害性の種別に関連する基本的な最小の警句を提供するために開発されてきた。既存成句の用語中の冗長さは、可能な限り簡潔化するために、可能な限り除去された。

A3.1.7　附属書は、途上の文書とみなされるものであり、ゆえに、時がたてば更なる改良と開発の対象となるべきものである。下記にある表の基本的な概念および原理は残るであろう。

A3.2　適用範囲

A3.2.1　危険有害性伝達は、使用者／消費者が危険有害性物質および混合物を取扱うときに適切な注意行動を可能にする主要な手段である。危険有害性の理解と定義は、化学品の安全な使用、貯蔵、廃棄を確実にする第一歩である。安全な行動は、存在する危険有害性の種別、例えば、引火性着火源から離して貯蔵されるべきであるといった種別に必然的に関連づけられる。可能な限り、明確にこのように関連づけることにより、GHS への注意書きの導入が、安全な取扱い手順を強化するであろう。明瞭で簡潔な言語は指示を伝えるために必要であり、それらを英語以外の言語に翻訳するのを可能にする。

A3.2.2　注意書きを指定する出発点は化学製品の危険有害性の分類である。GHS の中での危険有害性を分類するシステムは関係する化学品の固有の特性に基づく（1.3.2.2.1）。しかしながら、あるシステムでは、通常の取扱い、通常使用または予見できる誤用の条件下では各々のリスクが除外されるという情報が提示されるのであれば、表示は、消費者製品ラベル上の慢性の有害性には要求されないこともあ

る（附属書 4 参照）。ある種の危険有害性記述が必要でないのであれば、対応する注意書きもまた必要ではない（A4.1.1）。

A3.2.3　以下の表中に含まれる注意書きには一般的な緊急対応と応急処置を含む。いくつかの特殊な化学品のためには、補足の応急処置、処置方法もしくは特殊解毒剤または洗浄剤が要求されるであろう。毒物センターもしくは臨床医または専門家の診断がそのような場合に求められるべきであり、かつ、ラベル上に含まれるべきである。

A3.3　注意書きの割当て

A3.3.1　この附属書は適切な注意書きの選択を手引する表を提示する。表にはすべての区分に対応する注意行動が含まれている。特別な危険有害性クラスに関するすべての特定の要素を使用すべきである。ある種の危険有害性クラスまたは区分に特に関連しない一般要素もまた使用すべきである。

A3.3.2　注意警句の適用において柔軟に対応するため、記述を組み合わせることはラベルの空間を節約し警句を読みやすくするために奨励される。警句を組み合わせることは、例えば、**「熱、火花、および裸火から離して保管し、涼しく換気の良い場所で貯蔵すること。」**のような、注意行動が類似である危険有害性の異なる種別のためにも有益である。

A3.4　一般的な注意処置

A3.4.1　一般的な注意処置は、人の健康または環境に有害と分類されるすべての物質と混合物に適用されるべきである。この目的のために、使用者または利用者の 3 グループ（一般市民、商業的使用者、産業労働者）に必要な情報および情報の出所について考慮されるべきである。

A3.4.2　それぞれの製品について使用前にラベルの注意書き、特定の安全手引きおよび使用前の各製品の安全データシートを見ることは、表示の要求事項であり労働安全衛生における手順の一部でもある。

A3.4.3　予防対策、対応、貯蔵および廃棄に関する注意処置を正確に履行するために、製品の組成に関する情報を手元に持つことも必要である。そうすることによって、更なる専門家の判断を必要とする際に、容器上に表示された情報、ラベルや安全データシートの情報をいかすことができる。

A3.4.4　GHS ラベル上の下記の一般的注意書きは与えられた条件下で適切である。

一般市民	GHS ラベル、補足のラベル情報	**子供の手の届かないように保管すること。** **使用前にラベルを読むこと。** **医師の診断が必要な場合：製品容器またはラベルを手元に用意すること。**
産業労働者	GHS ラベル、補足のラベル情報、安全データシート、作業場指示	*上記にないもの*

A3.5　注意書きの表の構成

A3.5.1　　明瞭で簡潔な言語は注意行動の情報を伝えるためにきわめて重要である。しかしながら、すべての場合にまったく同一の言葉の組合せを強制することは不要である。

A3.5.2　　表には**注意書きの核心部分を太字**で示す。推奨する表現の変更については所管官庁の決定による。柔軟性や多様性が必要とされる場合については、右肩上がり／下がりの斜線、“*のような*”の挿入、または斜体で示した。*“ならば”*で始まる斜体は、注意書きの適用のための注釈であり、ラベルに表示されることは意図していない。

A3.5.3　　右肩上がり／下がりの斜線の挿入は、例えば、**「...国際／国／地域／地方の規則に従って」**は「**...**＜遵守する規則に＞**に従って**」と読めるのように、分離する単語の間に選択がなされる必要があることを示している。これらの場合においては、製造業者または供給業者が選択できる、あるいは、所管官庁が最も適切な文言を規定するであろう。

A3.5.4　　“*のような*”と結合された*斜体*で条件が与えられる場所は、それらが例えば、「**熱／火花／裸火***のような着火源***から離して保管すること**。」が「**熱／火花／裸火から離して保管すること**。」と読めるように、特別に記述されるべき状況を意味している。他の着火源が記述されてもよい。このような場合、注意がはらわれ、物質または混合物の形態と種別に考慮がはらわれるべきである。適切な手引きは、例えば、物理化学的特性、調合の種別または特別な適用、および、例えば可燃性のように特定の危険有害性に起因するであろうもののような、強調される条件に関連するものに使われるべきである。

A3.5.5　　表を開発する際、関連する注意書きの適用を合理化するためにいくつかの仮定が設けられた。

A3.5.6　　多くの場合推奨される注意書きは独立している。例えば、爆発危険性の警句は健康有害性に関するものを制限しない、また危険性と有害性の両方に分類されるものは、どちらに対しても注意書きを持つべきである。

A3.5.7　　物質または混合物が、いくつかの健康有害性に分類される場合には、一般的に、最も厳格な注意書きセットが適用されるべきである。これは主として予防対策に適用される。“対応”に関する警句に関して、迅速な行動が必須であろう。例えば、化学品が発がん性および急性毒性であれば、急性毒性のための応急処置の手段は長期の影響のための処置に優先するであろう。さらに、事故的な暴露が起きた場合、たとえ中毒の急性症状を伴っていなくても、遅効性の健康影響への医学的手当ては必要であろう。

A3.5.8　　種々の読解力の人々を保護するために、情報を一種類以上で伝えるように注意絵表示と注意書きの双方を含むことは有用であろう(1.4.4.1(a))。しかしながら、絵表示の防護効果は限定されており、附属書 3 の例は記述されるすべての予防観点をカバーしていないことに注意すべきである。絵表示は有用であるが、誤解されることがありえ、訓練に代替するものではない。

A3.6　危険有害性クラス／区分による注意書きの表

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
不安定火薬類

注意喚起語
危険

危険有害性情報
不安定火薬類

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
使用前に取扱説明書を入手すること。 **すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。** **必要な個人用保護具を使用すること。**	**炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。** **火災の場合に爆発する危険性あり。** **火災の場合には区域より退避させること。**	（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**..に保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
等級 1.1	危険	爆発物; 大量爆発危険性
等級 1.2	危険	爆発物; 激しい飛散危険性
等級 1.3	危険	爆発物; 火災、爆風または飛散危険性

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源*から遠ざけること。－禁煙。 **粉砕／衝撃／摩擦***のような乱暴な取扱いを*しないこと。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**保護面を着用すること。** **湿らせて保管すること。** （乾燥が爆発危険有害性を増加する場合は、製造または運転プロセスのために必要な場合を除き、製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適切な物質で湿らせて保管すること。 *例：ニトロセルロース）* （火薬類が静電気的に敏感である場合は、）**容器および受器を接地／結合すること。**	**炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。** **火災の場合には区域より退避させること。** **火災の場合に爆発する危険性あり。**	（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**…に保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**…に廃棄すること。**

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
等級 1.4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
火災または飛散危険性

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源*から遠ざけること。－禁煙。 **粉砕／衝撃／摩擦***のような乱暴な取扱いを*しないこと。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**保護面を着用すること** （火薬類が静電気的に敏感である場合は、）**容器および受器を接地すること。**	**(1.4S 弾薬およびその成分を除く火薬類)** **炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。** **火災の場合に爆発する危険性あり。** **火災の場合には区域より退避させること。** **(1.4S 弾薬およびその成分の場合)** **炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。** **火災の場合、区域より退避させること。** **適当な距離から注意して消火すること。**	（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に保管すること。**	（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
等級 1.5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
火災時に大量爆発の恐れ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源***から遠ざけること。－禁煙。** **粉砕／衝撃／摩擦***のような乱暴な取扱いを***しないこと。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**保護面を着用すること。** **---にて湿らせて保管すること。** (乾燥により爆発危険性が増す場合は、製造または運転プロセスに必要な場合を除き、製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適切な物質で湿らせて保管すること。 例：ニトロセルロース) (火薬類が静電気に敏感である場合は、) **容器および受器を接地すること。**	**炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。** **火災の場合に爆発する危険性あり。** **火災の場合には区域より退避させること。**	（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

可燃性／引火性ガス
(第 2.2 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	極めて可燃性／引火性の高いガス

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源* **から遠ざけること。－禁煙。**	**漏洩ガス火災の場合には：** **漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。** **安全に対処できるならば着火源を除去すること。**	**換気の良い場所で保管すること。**	

可燃性／引火性ガス
(第 2.2 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
可燃性／引火性の高いガス

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源***から遠ざけること。－禁煙。**	**漏洩ガス火災の場合には：** **漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。** **安全に対処できるならば着火源を除去すること。**	**換気の良い場所で保管すること。**	

可燃性／引火性エアゾール
(第 2.3 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
2	警告	可燃性／引火性のエアゾール

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
加圧容器：使用後穴をあけたり燃やしたりしないこと。 **裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源***から遠ざけること。－禁煙。**		**日光から遮断し、50 ℃ を超える温度に暴露しないこと。**	

支燃性／酸化性ガス
(第 2.4 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	発火または火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
可燃物から遠ざけること。 **減圧バルブにはグリースや油を使わないこと。**	**火災の場合には、安全に対処できるならば漏洩を止めること。**	**換気の良い場所で保管すること。**	

高圧ガス
(第 2.5 章)

シンボル
ガスボンベ

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
圧縮ガス	警告	加圧ガスを含有；熱すると爆発のおそれ
液化ガス	警告	加圧ガスを含有；熱すると爆発のおそれ
溶解ガス	警告	加圧ガスを含有；熱すると爆発のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
		日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。	

高圧ガス
(第 2.5 章)

シンボル
ガスボンベ

危険有害性区分
深冷液化ガス

注意喚起語
警告

危険有害性情報
深冷液化ガスを含有；凍傷または傷害のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
耐熱手袋／保護面／保護眼鏡を着用すること。	**凍った部分をぬるま湯で解凍すること。** **受傷部はこすらないこと。** **直ちに医師の手当て／診断を受けること。**	**換気の良い場所で保管すること。**	

引火性液体
(第 2.6 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	極めて引火性の高い液体および蒸気
2	危険	引火性の高い液体および蒸気
3	警告	引火性液体および蒸気

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
容器を密閉しておくこと。 **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源***から遠ざけること。ー禁煙。** (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** *(静電気に敏感な物質を積みなおす場合は、)* *(製品が危険有害な気体を発生させるような揮発性の場合は、)* **容器および受器を接地すること。** **(**製造者／供給者または規制所管官庁が指定するその他. **...**を含み、）**防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／...機器を使用すること。** . **静電気放電に対する予防措置を講ずること。** **火災を発生しない工具を使用すること。**	*(水がリスクを増大させる場合)* **火災の場合には、消火に。(**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段**.)..を使用すること。** **皮膚(または毛)にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。** **皮膚を流水／シャワーで洗うこと。**	**涼しい所／換気の良い場所で保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

引火性液体
(第 2.6 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
可燃性液体

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **炎および高温のものから遠ざけること。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。**	**涼しい所／換気の良い場所で保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

可燃性固体
(第 2.7 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	可燃性固体
2	警告	可燃性固体

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源* **から遠ざけること。－禁煙。** *（粉じん雲が発生する可能性がある場合）* **防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／**（.製造者／供給者または規制所管官庁が指定するその他の）**機器を使用すること。** *（静電気的に敏感な物質を積みなおす場合は、）* **容器および受器を接地／結合すること。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に**.（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。**		

自己反応性化学品および混合物
(第 2.8 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
タイプ A

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると爆発のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源***から遠ざけること。－禁煙。** **（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質）**…から遠ざけること。** . **他の容器に移し替えないこと。**	**火災の場合には：** **区域より退避させ、爆発の危険性に応じた距離から消火すること。** *（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。**	**涼しい所／換気の良い場所で保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）…**°C/以下の温度で保管すること。** **他の物質から離して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

自己反応性化学品および混合物
(第 2.8 章)

シンボル
爆弾の爆発 & 炎

危険有害性区分
タイプ B

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると火災や爆発のおそれ

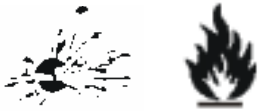

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源***から遠ざけること。－禁煙。** **（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質）**…から遠ざけること。** **他の容器に移し替えないこと。**	**火災の場合には：** **区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。** *（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段**）..を使用すること。**	**涼しい所／換気の良い場所で保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**…°C 以下の温度で保管すること。** . **他の物質から離して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

自己反応性化学品および混合物
(第 2.8 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
タイプ C	危険	熱すると火災のおそれ
タイプ D	危険	熱すると火災のおそれ
タイプ E	警告	熱すると火災のおそれ
タイプ F	警告	熱すると火災のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源* **から遠ざけること。－禁煙。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質）**...から遠ざけること。** **他の容器に移し替えないこと。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。**	**涼しい所／換気の良い場所で保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**...°C 以下の温度で保管すること。** **他の物質から離して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

自己発火性液体
(第 2.9 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	空気に触れると自然発火

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
空気に接触させないこと。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような*着火源**から遠ざけること。－禁煙。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。** **皮膚に付着したついた場合、冷たい水に浸すこと／湿った包帯で覆うこと。**	**内容物を**.（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な液体または不活性ガス）**...中で保管すること。** ..	

自己発火性固体
(第 2.10 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	空気に触れると自然発火

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
空気に接触させないこと。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **熱／火花／裸火／高温のもの***のような着火源から***遠ざけること。－禁煙。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に**.（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。** **固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸す／湿った包帯で覆う。**	**内容物を**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な液体または不活性ガス）**...中で保管すること。**	

自己発熱性化学品および混合物
(第 2.11 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	自己発熱；発火のおそれ
2	警告	大量の場合自己発熱；火災のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
涼しい所に置き、日光を避けること。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。**		**他の物質から離して保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**…kg 以上の大量品は、…°C 以下の温度で保管すること。** **積荷／パレット間にすきまをあけること。**	

水反応可燃性化学品および混合物
(第 2.12 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	水に触れると自然発火するおそれのある可燃性／引火性ガスを発生
2	危険	水に触れると可燃性／引火性ガスを発生

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
激しい反応と火災の発生の危険があるため、水と接触させないこと。 **湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に**.（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。** **固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸す／湿った包帯で覆うこと。**	**乾燥した場所または密閉容器に保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

水反応可燃性化学品および混合物
(第 2.12 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
3	警告	水に触れると可燃性／引火性ガスを発生

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。**	*（水がリスクを増大させる場合）***火災の場合には、消火に.（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**..を使用すること。**	**乾燥した場所または密閉された容器中で保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

酸化性液体
(第 2.13 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱から遠ざけること。 **衣類および他の可燃物から遠ざけること。** **防火服／防炎服／耐火服を着用すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **可燃物／（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**...と混合を回避するために予防策を取ること。**	**大火災および大量にある場合：** **区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。** *（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火には（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**..を使用すること。** **衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。**	**可燃物／（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**...から離して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

酸化性液体
(第 2.13 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2	危険	火災助長のおそれ；酸化性物質
3	警告	火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱から遠ざけること。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **可燃物／**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**...と混合を回避するために予防策をとること。**	（*水がリスクを増大させる場合*） **火災の場合には、消火に**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段**.)..を使用すること。**	**可燃物／**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**...から離して保管すること。** .	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

酸化性固体
(第 2.14 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱から遠ざけること。 **衣類および他の可燃物から遠ざけること。** **防火服／防炎服／耐火服を着用すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **可燃物／.**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**..と混合を回避するために予防策をとること。**	**大火災および大量にある場合には：** **区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。** *（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**...を使用すること。** **衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。**	**可燃物／（**製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**...から離して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

酸化性固体
(第 2.14 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2	危険	火災助長のおそれ；酸化性物質
3	警告	火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱から遠ざけること。 （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **可燃物／**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**..と混合を回避するために予防策をとること。**	*（水がリスクを増大させる場合）* **火災の場合には、消火に**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）**..を使用すること。**	**可燃物／**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質）**...から離して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
タイプ A

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると爆発のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源から***遠ざけること。－禁煙。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質）**…から遠ざけること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **他の容器に移し替えないこと。**		**他の物質から離して保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**…°C/以下の温度の冷所に保管すること。** **日光から遮断すること。**	**内容物／容器を.**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**..に廃棄すること。**

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
爆弾の爆発 & 炎

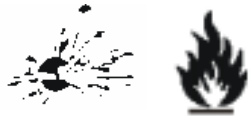

危険有害性区分
タイプ B

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると火災や爆発のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源***から遠ざけること。－禁煙。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質）**…から遠ざけること。** **最初の容器内でのみ保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。**		**他の物質から離して保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**…°C 以下の温度の冷所に保管すること。** **日光から遮断すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**…に廃棄すること。**

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
炎

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
タイプ C	危険	熱すると火災のおそれ
タイプ D	危険	熱すると火災のおそれ
タイプ E	警告	熱すると火災のおそれ
タイプ F	警告	熱すると火災のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
熱／火花／裸火／高温のもの*のような着火源から***遠ざけること。－禁煙。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質）**…から遠ざけること。** **他の容器に移し替えないこと。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。**		**他の物質から離して保管すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**…°C 以下の温度の冷所に保管すること。** . **日光から遮断すること。**	**内容物／容器を.**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**..に廃棄すること。**

金属腐食性物質
(第 2.16 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
金属腐食のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
他の容器に移し替えないこと。	**物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。**	**耐腐食性／耐腐食性内張りのある**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の互換性がある材料）**…容器に保管すること。**	

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	飲み込むと生命に危険
2	危険	飲み込むと生命に危険

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。**	**飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。** **口をすすぐこと。** *（緊急の解毒剤の投与が必要な場合）* **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)** .	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

（訳者注：GHS の人健康に関して、対応について「医師に連絡する」を「中毒管理センターに連絡する」としても良いことになっている有害性（原文で確認して頂きたい）がある。日本においては、中毒管理センターに相当する施設として、財団法人日本中毒情報センターがある。ただし、無断で当該法人の名称を記載することはできないので、当該法人の名称を記載したい場合は、当該法人に問い合わせされたい。）

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
飲み込むと有毒

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。**	**飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。** **口をすすぐこと。** *（緊急の解毒剤の投与が必要な場合）* **特別処置 (このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
4	警告	飲み込むと有害

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。**	**飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師に連絡すること。** **口をすすぐこと。**		**内容物／容器を.**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**..に廃棄すること。**

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
飲み込むと有害のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	皮膚に接触すると生命に危険
2	危険	皮膚に接触すると生命に危険

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。** **眼、皮膚、または衣類に付けないこと。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。**	**直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと／取り除くこと。** **皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。** **直ちに医師に連絡すること**。 *（特定の洗浄剤のような緊急処置が勧められる場合）* **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)** . **汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を.**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**..に廃棄すること。**

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
3	危険	皮膚に接触すると有毒

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋／衣類を着用すること。**	**直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと／取り除くこと。** **皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。** **気分が悪い時は、医師に連絡する。** *（特定の洗浄剤のような処置が勧められる場合）* **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)** **汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
4	警告	皮膚に接触すると有害

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋／衣類を着用すること。**	**皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。** **気分が悪い時は、医師に連絡すること。** *（特定の洗浄剤のような処置が勧められる場合）* **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)** **汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。**		**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
皮膚に接触すると有害のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	吸入すると生命に危険
2	危険	吸入すると生命に危険

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 **屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。** （製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **呼吸用保護具を着用すること。**	**吸入した場合：** **被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。** **直ちに医師に連絡すること。** *（緊急の解毒剤の投与が必要な場合）* **特別処置が緊急に必要である (このラベルの**補足の応急処置指示**...参照)。**	**施錠して保管すること。** *（製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性である場合）* **容器を密閉して換気の良いところで保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
吸入すると有毒

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。**	**吸入した場合：** **新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。** **医師に連絡すること。** *（緊急の特定の処置が必要な場合）* **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)**	**施錠して保管すること。** *（製品が危険有害な空気気を発生させるほど揮発性である場合）* **容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。**	

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
吸入すると有害

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。**	**吸入した場合：** **新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。** **気分が悪い時は、医師に連絡すること。**		

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
吸入すると有害のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
	吸入した場合： **気分が悪い時は、医師に連絡すること。**		

皮膚腐食性／刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1A 、１B， 1C

注意喚起語
危険

危険有害性情報
重篤な皮膚の薬傷・目の損傷

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋／衣類および保護眼鏡／保護面を着用すること。** **取扱い後はよく洗うこと。** *（使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合）* **粉塵またはミストを吸入しないこと。**	**皮膚（または毛）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。** **皮膚を流水／シャワーで洗うこと。** **汚染した衣類は再使用する場合には洗濯すること。** **眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。** **飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。** **吸入した場合：** **空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。** **直ちに医師に連絡すること。** **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**...参照)** *（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する洗浄剤を記載しても良い。）*	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

皮膚腐食性／刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2	警告	皮膚刺激

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋を着用すること。** **取扱い後はよく洗うこと。**	**皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。** **汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。** **皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。** **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**...参照)** *（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する洗浄剤を記載しても良い。*		

皮膚腐食性／刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
なし

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
3	警告	軽度の皮膚刺激

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。		

眼に対する損傷性／刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	重篤な眼の損傷

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護眼鏡／保護面を着用すること。**	**眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。** **直ちに医師に連絡すること。**		

眼に対する損傷性／刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2A	警告	強い眼刺激

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護眼鏡／保護面を着用すること。**	**眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。** **眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。** **取り扱った後、手を洗うこと。**		

眼に対する損傷性／刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
なし

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
2B	警告	眼刺激

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 **眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。** **取り扱った後、手を洗うこと。**		

感作性－呼吸器
(第 3.4 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
粉じん／フューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 **換気が十分でない場合には、**（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）**呼吸用保護具を着用すること。**	**吸入した場合：呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。** **呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。**		**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

感作性－皮膚
(第 3.4 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する） **保護手袋を着用すること。** **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。** **汚染された作業衣は作業場から出さないこと。**	**皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。** **皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。** **特別処置　(このラベルの**補足の応急処置指示**...参照)** *（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する洗浄剤を記載しても良い。）* **汚染した衣類は再使用する場合は洗濯すること。**		

生殖細胞変異原性
(第 3.5 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	遺伝性疾患のおそれ <...>
2	警告	遺伝性疾患のおそれの疑い <　>

<...>には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
使用前に取扱説明書を入手すること。 **すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。** **必要に応じて個人用保護具を使用すること。**	**暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

発がん性
(第 3.6 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	発がんのおそれ <...>
2	警告	発がんのおそれの疑い < >

<...> には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
使用前に取扱説明書を入手すること。 **すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。** **必要に応じて個人用保護具を使用すること。**	**暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

生殖毒性
(第 3.7 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	生殖能力または胎児への悪影響のおそれ <...> <<...>>
2	警告	生殖能力または胎児への悪影響のおそれの疑い <...> <<...>>

<...>には、*もし判れば影響の内容を記載する。*
<<...>> には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
使用前に取扱説明書を入手すること。 **すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。** **必要に応じて個人用保護具を使用すること。**	**暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

生殖毒性
(第 3.7 章)
(授乳に対する、または授乳を介した影響)

シンボル
なし

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
(追加)	*注意喚起語なし*	授乳中の子に害を及ぼすおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
使用前に取扱説明書を入手すること。 **妊娠中／授乳期中は接触を避けること。** **この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。** **取扱い後はよく手を洗うこと。** *（使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合は、）***粉塵またはミストを吸入しないこと。**	**暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。**		

標的臓器／全身毒性（単回暴露）
(第 3.8 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	危険	<<...>>の場合、 <...>の障害 <...>には、*他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合、全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。)* <<...>> には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。** **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。**	**暴露した場合：医師に連絡すること。** *（緊急の処置が必要な場合）* **特別処置 (このラベルの**補足の応急処置指示**... 参照)**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

標的臓器／全身毒性（単回暴露）
(第 3.8 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2	警告	<<...>>の場合、 <...>の障害のおそれ。

<...> には、*他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。*
<<...>> には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。** **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。**	**暴露した時、または気分が悪い時は、医師に連絡すること。**	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

標的臓器／全身毒性（単回暴露）
(第 3.8 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
3	警告	呼吸器刺激を起こすおそれ、または 昏睡およびめまいを起こすおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。**	**気分が悪い時は、医師に連絡すること。** **吸入した場合：** **空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。**	**施錠して保管すること。** *（製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性の場合）* **容器を密閉して換気の良いところで保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

標的臓器／全身毒性（反復暴露）
(第 3.9 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	長期にわたる、または、反復暴露<<...>>により臓器 <...> の障害

<...> には、*他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。*
<<...>> には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 **取扱い後はよく手を洗うこと。** **粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入しないこと。**	**気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。**		**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

標的臓器／全身毒性（反復暴露）
(第 3.9 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2	警告	長期にわたる、または、反復暴露<<...>>による 臓器<...>の障害のおそれ

<...>には、*他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合、全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。*
<<...>> には、*他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。*

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
粉人／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入しないこと。	**気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。**		**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

吸引性呼吸器有害性
(第 3.10 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
2	警告	飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
	飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。	**施錠して保管すること。**	**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**…に廃棄すること。**

水生環境急性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
環境

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	警告	水生生物に非常に強い毒性

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
*（必要な時以外は、）***環境への放出を避けること。**	**漏出物を回収すること。**		**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

水生環境急性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2	*注意喚起語なし*	水生生物に毒性
3	*注意喚起語なし*	水生生物に有害

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
*（必要な時以外は、）***環境への放出を避けること。**			**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

水生環境慢性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
環境

危険有害性区分	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
1	警告	長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
2	*注意喚起語なし*	長期的影響により水生生物に毒性

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
*（必要な時以外は、）***環境への放出を避けること。**	**漏出物を回収すること。**		**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

水生環境慢性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
3	*注意喚起語なし*	長期的影響により水生生物に有害
4	*注意喚起語なし*	長期的影響により水生生物に有害のおそれ

注意書き			
予防策	**対応**	**保管**	**廃棄**
*（必要な時以外は、）***環境への放出を避けること。**			**内容物／容器を**（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）**...に廃棄すること。**

A3.7　　注意絵表示（ピクトグラム）
欧州連合 (1992 年 6 月 24 日付け理事会指令 92/58/EEC) から

南アフリカ標準局 (SABS 0265:1999) から